

## 会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和8年1月14日(水) 午前10時15分～午前11時40分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当、秘書課長

議題：秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例等の制定及び秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて	
担当部課等	保育こども園課
説 明 者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理（認定・入所担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>問. 「乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」と「特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例」の違いは何か。</p> <p>答. 「乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」は、事業を実施する上で、安全に保育を実施するために必要な設備や、保育士の数、面積などを定めるもの。</p> <p>一方、「特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例」では、給付の対象施設として、事業者が守らなくてはならない保育の内容を定めているものである。</p> <p>問. 国から直接、施設に給付されるのか。</p> <p>答. 市町村から施設に給付する。</p> <p>問. 民間保育所等が実施する場合、自園で実施の周知をするのか。</p> <p>答. 民間保育所等が事業を実施する場合は、市町村が施設からの申請に基づいて確認を行うため、市町村で周知する必要があると考えている。</p> <p>問. 既設の保育所等は、すでに基準を満たしているのか。</p> <p>答. そのとおり。</p>

		<p>問. 今年度の利用実績は、どのようか。</p> <p>答. 0歳児は、定員3名に対して6名の申込があり、利用できない方がいる状況で、1歳児と2歳児については、定員に達しなかったため、申込者全員が利用できている。</p> <p>問. 令和7年度に実施した3園について、対象年齢に変更はあるか。</p> <p>答. 0歳児を対象としていたみどりこども園及び1歳児を対象としていたすえひろこども園については、現在の利用者が引き続き利用できるよう、対象を1学年上げることを検討している。</p> <p>2歳児を対象としていたしぶさわこども園については、令和8年度は0歳児を対象とする予定である。</p> <p>問. 令和8年度から5園で実施することで、申込が増える見込みか。</p> <p>答. 令和8年度から、つるまきこども園とひろはたこども園を追加することで、カバーできる地域が増え、申込も増えると考えている。</p> <p>問. ニーズをどのように捉えているか。</p> <p>答. 乳幼児健診の受診者を対象にアンケートを実施し、この制度を利用したいという声が出ている。令和8年度に事業を実施していく中でも、ニーズを捉え、年度中でも対応していきたいと考えている。</p> <p>問. 1歳児と2歳児について、利用時間の変更はあるか。</p> <p>答. 国の基準により、利用上限が月10時間と定められていることから、1歳児と2歳児については、1日に3時間20分の利用ができるようにすることで、3日で10時間となるように設定する予定である。</p> <p>問. 公立認定こども園では、通常の保育は、何時から受入れ可能としているか。</p> <p>答. 通常の保育は、午前7時30分から受入れ可能となっている。</p> <p>なお、乳児等通園支援事業では、朝早くからこの制度を利用することを想定していないため、9時からの実施とする。</p> <p>意見. 混乱が無いように実施すること。</p>
会議結果		原案了承

議題：秦野市住宅新築等資金借入金償還準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

担当部課等	市民相談人権課
説明者	くらし安心部長、市民相談人権課長、課長代理（人権・男女共同参画担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 問. 未収金はあるか。また、どのように対応していくのか。 答. 約1億9000万円が未収金となっており、滞納者の状況を見ながら、債権回収課の特別滞納整理等も利用し、引き続き徴収に努めていく。 意見. 未収金の残高や今後の対応方針を示してほしい。</p>
会議結果	再度政策会議に諮ることとする。

議題：秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

担当部課等	人事課・経営総務課
説明者	総務部長、人事課長、課長代理（給与厚生担当）、上下水道局長、経営総務課長、課長代理（総務担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 問. 管理職員特別勤務手当では、「適切な処遇を確保」とし、災害応急作業等手当では、「処遇を確保」と表現を変えているが、この理由は何か。 答. 管理職には管理職手当が支給されているが、国においても平日深夜や休日などにおける非常時の緊急対応は管理職手当でカバーされているとは言えず、この処遇は管理職員特別勤務手当の対象としていることから、「適切な処遇を確保」とした。特殊勤務手当の災害応急作業等手当は、その作業に対しての手当であるため、「処遇を確保」とした。 問. 地域手当を12%にすることについて、11%に上乘せする1%分は交付税等の算定に含まれないということか。 答. その取扱いになると認識している。</p>
会議結果	原案了承

議題：秦野市職員の旅費に関する条例の全部改正について

担当部課等	人事課・警防課
説明者	総務部長、人事課長、課長代理（給与厚生担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 意見なし</p>
会議結果	原案了承

議題：秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	人事課
説明者	総務部長、人事課長、課長代理（給与厚生担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 意見なし</p>
会議結果	原案了承